

ねやがわし 農業委員会だより

第 8 2 号
— 発 行 —
寝屋川市農業委員会
(事務局)
寝屋川市本町1番1号
TEL 072(824)1181 内線 2332
FAX 072(825)2638
メールアドレス: noui@city.neyagawa.osaka.jp



市民へのレンゲ開放農地 (高宮地区)

主 な 内 容

- ◎ 平成30年度活動計画を決定(2)
- ◎ 平成29年度審議処理件数(3)
- ◎ 農業講演会開催報告(4)
- ◎ 今年度の市の農業施策(5)
- ◎ 特定生産緑地制度、地元野菜のトラック市開催案内(6)



はちかづきちゃん

活かそう農地 育てよう地域の農業

「ねやがわし農業委員会だより」は再生紙を使用しています。

平成30年度 寝屋川市農業委員会活動計画

本市農業委員会では、農業、農地に関するさまざまな諸問題や農政の普及推進活動に積極的に取り組むため、平成 30 年 3 月開催の農業委員会総会において主な活動計画を決定いたしました。

1 農地パトロールの実施

市内農地の現況利用状況の把握と無断転用や遊休農地化防止を目的とした農地パトロールを、8月～10月に各地域ごと（旧の「豊野」「九個荘」「寝屋川」「友呂岐」「水本」の5地区）に実施します。

2 遊休農地対策

遊休農地発生原因として、相続による非農家所有の増加や農業後継者の不在等があるなかで、農地の利用と活用を図るべく、①近隣農家への耕作利用、②農作業の受委託、③貸農園の開設等のあっせんを行い、遊休農地解消や発生の抑制に取り組めます。

3 担い手の育成・確保

寝屋川市が行う農業の担い手育成の協力を努めてまいります。

4 農業講演会の開催

農業経営・農地制度・農家にとっての税制等農業に関する講演会を、寝屋川市とともに開催できるように取り組みを行ってまいります。

5 「農業委員会だより」の発行

委員会での活動内容や農業や農地に関する情報発信として、「ねやがわし農業委員会だより」を発行します。

6 消費者団体との交流事業

北河内地区農業委員会連合会として、広域的に「生産者」（農業委員会）と「消費者」（消費者協会）との交流を通じ、都市農業の実情を消費者の方々に理解をしていただき、お互いの思いを理解しあう場としての「都市農業啓発事業」を取り組んでまいります。

7 学校給食への地元農産物使用の継続・拡充

当委員会が市及び教育委員会に要望し実現してきた「学校給食に地元農産物使用」として、一定の定着が図られてきた。

「寝屋川市教育・農業連絡協議会」に参画し、さらに意思疎通と内容充実を図るものとして、出荷者である農家と給食現場との直接交流の場を設けるようにします。

8 農地等の利用の最適化の推進

耕作放棄地の発生防止・解消等の農地利用の最適化を進めるとともに、必要に応じて関係行政機関に対し意見の提出を行ってまいります。

また、行政委員会としての機能を発揮できるように委員研修に取り組み、充実を図ります。

9 開かれた農業委員会に

毎月開催している委員会総会に、誰でも傍聴参加できるようにするため、事前に事務局窓口において、開催日時・開催場所及び自由に傍聴できる旨の公示を行い、開かれた農業委員会を目指します。

10 その他

- ① 農業委員としての日常活動として、地元集落や農家の相談や協議及び指導に対しても積極的に行ってまいります。
- ② 毎年多数の一般市民が参加する「寝屋川市農業まつり」へも、積極的に参画してまいります。
- ③ 寝屋川市の農業者支援事業（例：レンゲ畑の開放農地事業、防災協力農地、農作業用機械器具整備支援、農用井戸整備支援）へ積極的に協力してまいります。
- ④ 寝屋川市の産業振興に対して農業者の役割や責務の周知・啓発を行ってまいります。

平成29年度農業委員会の 審議処理件数等の報告

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、農業委員会で審議された主な法令業務などについて、下記のとおり報告します。

◎農地法関係

	件数	筆数	面積(m ²)
許可(農地売買等)	5	7	4,837
4条届出・(農地転用)市街化区域	20	40	9,803
4条許可・(農地転用)市街化調整区域	0	0	0
5条届出・(転用売買等)市街化区域	33	134	80,462
5条許可・(転用売買等)市街化調整区域	1	1	2,204
農地転用合計	54	175	92,469
18条許可(賃貸借解約)一方解約	0	0	0
18条通知(賃貸借解約)合意解約	2	2	1,632

◎租税特別措置法関係

	件数	筆数	面積(m ²)
贈与税・相続税納税猶予適格者証明	3	13	12,559
贈与税・相続税納税猶予特例農地利用状況確認	4	13	6,305

◎その他

	件数	筆数	面積(m ²)
農地へ地目変更承認願	3	5	1,438.87
農業用倉庫承認願	3	4	299.96

賃借している農地の 耕作権の相続協議は速やかに!!

農地の賃貸借契約(貸農園は除く。)を結んでいる場合に、借主(耕作者)が亡くなられた場合には、単に耕作を誰が引き継ぐかだけでなく、耕作権を誰が相続するかを早めに決めておくことをお勧めします。

**賃貸借台帳の
名義変更はお済みですか?**

農業委員会は、農地の「賃貸借台帳」を備え付けています。相続により貸主または借主に変更があれば台帳修正のため届出をお願いします。

耕作権の相続人を決めないで
おくと、相続人が亡くなり代替
わりすると相続人が増えたり、
居所不明など耕作権の相続人を
決めることができない事案も発
生します。

打上高塚町土地区画 整理事業を視察しました



農業委員会では
5月11日(金)に、
打上高塚町土地区
画整理事業を視察
しました。

事業内容はJR学研都市線東
寝屋川駅と都市計画道路枚方京
都線(第二京阪道路)を結ぶ都
市計画道路東寝屋川駅前線沿道
を含む約2.6ヘクタールを区
画整理するもので、これまで事
業地内には約1.9ヘクタールの
農地があり、市の特産品の大葉
(青じそ)栽培用ビニールハウス
のほか、畑地として利用されて
きました。
区画整理事業は、平成32年9
月30日に完了の予定です。

食と農について

「都市農業の現状と今後のあり方」

寝屋川市と寝屋川市農業委員会
の共催による農業講演会が3月17
日(土)に市立中央公民館(市
立総合センター)で開催し、市
消費者協会会員など約40名が参



加されました。
今回の講師
は、農業ジャー

ナリストの榎田みどり氏。同氏は
明治大学客員教授、全国町村会「地
域農政未来塾」主任講師、NPO
法人コミュニティスクール(CS)
まちデザイン理事などを兼任され
ています。

講演では、①地域住民にとって、
寝屋川市の農地・農業の価値は何
か。②都市農業振興基本法と生産
緑地法改正で何が変わるのか。③
農地を農地として維持するために
農業者、消費者それぞれに求めら
れることは。以上3点をポイント
に講演が進められました。

南 保次さん

「食の架け橋の部」特別賞を受賞

「第47回日本農業賞」特別賞
を受賞した美井元町の南保次さ
んが3月26日、北川市長に報告
しました。

南さんは毎年、地元の幼稚園
児、大学生とともに田んぼア
ートや泥リンピックなど、様々な
活動をもとに「楽しい農業」を
実践されています。



生活改善クラブ

年次総会を開催

第58回寝屋川市生活改善クラ
ブ連合会総会が4月10日(火)
にアイ・アイ・ランド(四條畷市)
で開催されました。

総会では、瀬戸会長の挨拶に
引き続き、ふるさと料理講習会
等の平成29年度事業報告や収支
決算報告がありました。また、
新役員の承認後に平成30年度事
業計画など4議案が採択されま
した。

農業委員辞任のお知らせ

農業委員の田中 稔相談
役より辞任申出があり、平成
30年5月18日付けで農業委員
を辞任されました。

田中氏におかれましては、
昭和47年に農業委員に就任。
昭和56年から平成12年には会
長職を歴任し、40年8カ月に
わたり農業委員を務められま
した。

農業研究クラブ年次総会 5議案が満場一致で採択



寝屋川市農業研究
クラブは5月15日

(火)に和歌山マリーナシテイホ
テル(和歌山県和歌山市)にお
いて、平成30年度総会を開催し
ました。

総会では、平成30年度事業計
画として学校給食への一斉導入
など5議案が満場一致で採択さ
れました。

当日は、直売所「JAファー
マーズマーケットありだっこ」
と「黒潮市場」の見学を行いま
した。

平成30年度 寝屋川市農業施策

＝農空間の持続的な保全及び活用と農業の多面的機能の発揮に向けて＝

農地景観形成推進事業

農地にレンゲ等を植栽し、景観に配慮した「農あるまちづくり」をめざします。また、レンゲ畑等を開放することで、多くの市民に農地に親しみを持っていただくよう、景観形成事業を推進します。

農作業用機械器具整備支援事業

市の農業施策に取り組む農業者が含まれる3農家以上で構成される組織が、高額な農作業用機械器具を新規購入や買い替えをする際に、機械の購入費用の一部を支援します。

農あるまちづくり

農用井戸整備支援事業

市の農業施策に取り組む農業者が含まれる3農家以上で構成される組織が、高額な農用井戸の整備をする際に、費用の一部を支援します。

地元農産物直販等奨励事業

新鮮で安全・安心な地元農産物の、朝市や学校給食、市内のスーパー等小売店への出荷を支援します。

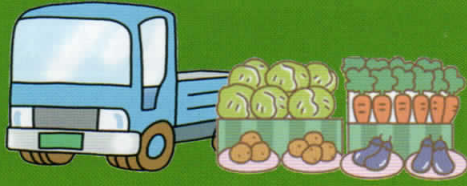


高宮地区農地を守る会の主催による自然観察会が4月26日(木)に開催されました。
自然観察会には市立東小学校2年生約100人が参加し、講師から農地での生き物やレンゲの花飾りの説明を受けた後、実際にレンゲ開放農地に入りレンゲの花飾りを作り農とのふれあいを楽しみました。

高宮地区農地を守る会
レンゲ開放農地で自然観察会を開催



地元野菜のトラック市 開催します



寝屋川市では、市農業研究クラブの協力のもと、平成30年7月の14日(土)、21日(土)、28日(土)いずれも午前9時から正午に京阪寝屋川市駅東側1階特設会場において「地元野菜のトラック市」を開催します。



特定生産緑地制度が創設

生産緑地地区(農地)は都市計画決定から30年経過後には、いつでも買取り申出が可能となるため、現在適用されている税制措置が適用されなくなります。そこで、引き続き都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度が創設され、市は所有者の意向に基づき、特定生産緑地に指定できることになりました。また、特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の都市計画決定から30年経過前までに受けるこ

とが必要です。特定生産緑地に指定されると、買取り申出が可能となる期間が10年延ばされますが、現在適用されている税制措置が引き続き適用されません。
※特定生産緑地制度の詳しい内容や手続き方法などは、市ホームページ「都市計画室」で見ることができます。問い合わせは都市計画室まで。

生産緑地制度がこう変わります

●昨年改正された生産緑地法では、500m以上必要だった生産緑地の面積要件が、300mまで引き下げ可能となりました。

ただし、市町村の条例制定が必要です!

●「道連れ解除」の可能性も大幅に下がりました。「一回の要件」が緩和され、100m程度でも生産緑地として残存できるケースもあります。

●新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。

●これにより、30年経過後も営農を続ける農家はこれまでと同様に固定資産税の軽減措置や相続税の納税猶予を受けることができます。

●国土交通省では、市町村に対して追加指定や再指定を積極的に推進するよう呼びかけています。さらに、特定市以外の町においても生産緑地制度を導入するよう推奨しています。

●生産緑地内に、新たに農産物直売所や加工所、農家レストランが設置できるようになりました。(ただし、相続税の納税猶予の対象となりません)

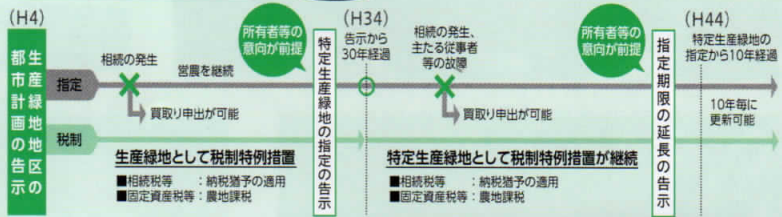
●住宅と農地が調和した環境を保全するための「田園住居地域」が創設されました。

特定生産緑地のメリット

●特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続のときにさまざまなメリットがあります。

	営農を続けるとき	相続するとき
特定生産緑地を選択した場合	○固定資産税等は引き続き農地評価 ○10年毎に継続か否かを判断	○相続人は、相続税の納税猶予を受けることができます ○相続人が農地を賃しても、納税猶予が継続します
特定生産緑地を選択しなかった場合	×固定資産税等の負担増 ×30年経過後は、特定生産緑地の選択はできません	×特定生産緑地を選択しないと、相続人は納税猶予を受けることができません

特定生産緑地に指定する場合



今後、申請手続きが始まります **特定生産緑地の指定を!**

特定生産緑地に指定しない場合

